

「浄化槽の維持管理に係る業務の在り方」を審議するに当たっての
基本的考え方について（案）

浄化槽の維持管理に係る業務の在り方を審議するに当たっては、次に掲げる考え方を基本とすべきではないか。ただし、それぞれの項目同士が相反する場合には、1つのみに着目して審議を行うのではなく、バランスを考えて審議すべきではないか。

1 環境保全性

浄化槽法の目的として、公共用水域等の水質の保全が加えられたこと等を考えると、環境の保全に寄与するものかどうか基本的考え方になるのではないか

- ・ 安定的に水質が保たれる維持管理が必要ではないか
- ・ オンサイトの処理システムとして健全な水循環の確保に資する維持管理が必要ではないか

2 経済効率性

浄化槽管理者（使用者）の時間的・金銭的負担の軽減を考えると、必要なだけの業務が経済効率的な形で継続的に行われるものかどうか基本的考え方になるのではないか

- ・ 維持管理業務について合理化を図るべきではないか（中間取りまとめ）
- ・ 第11条検査の結果を維持管理の内容、回数等に反映させることにより、必要十分な維持管理を行うことができるのではないか

- ・ 多くの浄化槽管理者は、必要十分な維持管理が行われるために、性能を担保するような保守点検体制を求めているのではないか
- ・ 一定年数の検査結果が良好であれば、その後の検査内容を簡素化するなどの措置を講じることが必要ではないか（中間取りまとめ）例えば、透視度が一定程度であればBOD検査を不要とするなど、検査方法の簡素、合理化を図ってはどうか（中間取りまとめ）

3 透明性・説明責任性

多くの浄化槽管理者にとっては、業務の内容、事業者の状態等多様な情報を入手することが容易かどうかは基本的考え方になるのではないか

- ・ 保守点検や清掃に携わる関係者が料金設定について十分な説明を行うなど、料金について透明性を確保することが必要ではないか（中間取りまとめ）
- ・ 保守点検や清掃に携わる関係者が業務の内容、回数、必要性等についても浄化槽管理者にもわかりやすく十分な説明を行うべきではないか
- ・ 事業者ごとの第11条検査の結果や、優良な浄化槽管理者（使用者）及び事業者等を公表するなど、浄化槽管理者（使用者）及び事業者が更なる改善を行うことを助長するものとなっているか